

れ、公平な開示義務等に伴うさまざまな課題がクリアされ、IOWN等の国際展開に向けた柔軟かつ機動的なパートナーリングが実現可能となった。また、外国人役員規制については、NTTグループのグローバル事業をさらに強化していくうえで、必要な知見を有するグローバルな人材を役員として登用することが可能となった。

(改正NTT法に盛り込まれた内容)

- NTT・NTT東西の研究開発の推進・普及責務の撤廃
- NTT・NTT東西の外国人役員規制の緩和(改正前は外国人の役員就任自体が禁止されていたが、改正後は役員・監査役それぞれ1/3未満であれば就任可能(代表取締役を除く))
- NTT・NTT東西の社名変更を可能とする
- NTTの剰余金処分の認可制の撤廃、役員選解任の認可制の緩和(届出制に変更)

(2)第2ステップ(最終答申)

第1次答申後、同答申においてさらに議論を深めていく事項とされた論点について、2024年1月から検討が行われ、

2025年2月に、情報通信審議会において最終答申がとりまとめられた(図表4-1-18)。主に、ユニバーサルサービス(ブロードバンド、電話)、公正競争、経済安全保障の3つの分野が議論され、次のとおり方向が示された。

(ブロードバンドのユニバーサルサービス)

固定ブロードバンドを全国あまねく利用できる環境を整備するため、①ブロードバンドを提供する責務として、最終保障提供責務(他事業者が提供していない地域において利用希望者に対し提供する責務)を新設し、当該責務の履行に係る費用を補填するため、ユニバーサルサービス交付金制度の見直しを行う。②最終保障提供責務の担い手は、適格事業者(申請により指定を受けて交付金を受ける者)がいる地域では適格事業者とし、適格事業者がいない地域ではNTT東西とする。③無線による効率的なカバーを可能とするため、(混雑による品質低下の懸念が少ない)不採算地域等に限る、モバイル網による固定ブロードバンド(ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型))をユニバーサルサービスに追加する。

図表4-1-18 ▶「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」最終答申

<p>1.ユニバーサルサービスの確保の在り方① —誰も取り残されずにブロードバンドが利用できる環境を整備—</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ブロードバンドは、デジタル社会の基幹インフラ。誰もが利用できる環境を確保するため、「未整備地域(約5万世帯)の解消」に「公設光ファイバ(約400km)・約150万世帯以上」の民設移行の促進(方針)を掲げる。 ●この解決には、「整備費」への予算補助、「維持費」へのユニバーサルサービス交付金(他事業者が負担金を拠出)の補填等があるが、電柱と電線、提供者がいない地域でブロードバンドを提供する責務を担う者がいない状況。 ●また、不採算地域の効率的なカバーには、有線(光ファイバ)だけでなく、無線(モバイル網)の積極的な活用が必要。 <p>取組の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ●固定ブロードバンドが、全国あまねく利用できる環境を整備するため、以下の取組を行うことが適当。 ①各地域で適格事業者がサービス提供している状況等を踏まえ、ブロードバンドを提供する責務として、最終保障提供責務(他事業者が提供していない地域において利用希望者に対し提供する責務)を新設する(注)。 ※当該責務の履行に係る費用を補填するため、ユニバーサルサービス交付金制度の見直しを行う。 ②最終保障提供責務の担い手は、適格事業者(申請により指定を受けて交付金を受ける者)がいる地域では適格事業者とし、適格事業者がいない地域ではNTT東西とする。 ③責務の担い手が、設備の買出し等の協力を求めた場合は、近隣の事業者には、その協議に応じる義務を課す。 ④無線による効率的なカバーを可能とするため、(混雑による品質低下の懸念が少ない)不採算地域等に限り、モバイル網による固定ブロードバンド(ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型))をユニバーサルサービスに追加する。 ⑤料金の低廉性確保のため、都市部以外では、都市部を上回る料金の設定を原則禁止する。 	<p>1.ユニバーサルサービスの確保の在り方② —メタル回線の縮退も見据えて「電話」が全国あまねく利用できる環境を効率的に確保—</p> <ul style="list-style-type: none"> ●NTT東西のメタル回線設備は2035年頃に維持限界の見込み。メタル回線による固定電話(約9割)の契約数は減少傾向にあるが、当面は相当数確保(2030年約730万)するため、既存利用者を確保しつつ、円滑な移行促進が必要。 ●計画的移行は出願しないため、利用者減で収入は減少する一方、設備費は大きく変わらな。今後、NTT東西の赤字は拡大見込み。交付金拡大による国民負担の増加を回避するため、無線の活用等による効率的な提供も必要。 ●また、利用実態等を踏まえ、居住地域での携帯電話をユニバーサルサービスに位置付けるかどうかも論点。 <p>取組の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ●固定電話全体の契約数は5千万件超。引き続き固定電話のあまねく提供を効率的に確保するとともに、メタル固定電話の利用者の移行先を拡大し、メタル回線設備の円滑な縮退を図る観点から、以下の取組を行うことが適当。 ①無線による効率的な提供と既存利用者の移行先を確保するため、モバイル網固定電話(モバイル網による固定電話)をユニバーサルサービスに追加する。 ②①により、固定電話の提供者に携帯電話事業者も加わり、複数事業者が選択した効率的なエリアカバーが可能となるため、電話のあまねく提供責務(他事業者が提供しない地域でも提供責務を負う)は、最終保障提供責務に見直し。 ③責務の担い手、近隣事業者の協賛・協賛、料金規制はブロードバンドの場合(P30P35)と同様とする。なお、利用者保護のため、メタル固定電話の利用者の移行区域では、NTT東西の業務区域の縮小は制限する。 ④NTTは、メタル回線設備の移行計画を早急に策定し、総務省は、関係者の意見等を踏まえながら検証する。 ●携帯電話をユニバーサルサービスとすることは、各社が自主的に整備を進める中でその経営状況に鑑み、交付金での補填が理解が得られにくく、技術的課題もあることから、今後の技術の進展等を踏まえ、継続検討が適当。
<p>2.公正競争の確保の在り方</p> <p>取組の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ●技術の進展等を踏まえ、経営自由度の向上を図る観点から、NTT東西の業務範囲規律について以下の緩和を行うことが適当。 ①NTT東西の地域業務規制を撤廃する(東西分限は維持し、東日本/西日本内の通信を扱う業務を本来業務とする)。 ②酒用業務については、その機動的な実施を可能とするため、事前届出を見直し、事後検定とする。 ③また、NTT東西の合併等の認可は、(本来業務や公正競争への影響が少ない)小規模な非電気通信事業者を対象とし、他の会社との合併等による機動的な事業の増加拡大を可能とする。 ④なお、携帯電話業務やインターネット接続業務等は、引き続き禁止し、その点を法令上明確化する。 ●上記規制緩和に伴うセーフカード措置として、電気事業法の例を参考に、NTT再編時における累次の公正競争条件(在籍出向の禁止、グループ内外での不公平な取引条件の禁止等)のうち必要ものを法定化することが適当。 <p>取組の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ※市場支配的事業者：固定通信市場で「NTT東西」、移動通信市場で「NTTドコモ」 ●NTT東西の通信インフラの重要性等に鑑み、NTT東西の「設備敷設設備」の譲渡等に認可制を導入するとともに、自己設備要件は、一定の例外(今回本来業務に追加する酒用業務等)を追加した上で維持することが適当。 ●市場支配的事業者による自的利用等の禁止対象に、事後の関連情報を追加した上で、市場支配的事業者による大規模なグループ内会社との合併等は、登録の更新制(合併等審査)の対象に追加することが適当。 ●総務省の届出を行うインフラストラクチャ事業者が認定を受けた場合は、その総務省の適正・公平な利用等を確保した上で、公益事業特権(土地の使用等に係る権利)を付与することが適当。 ●電子メールの普及等に伴う利用の減少等を踏まえ、国内電報・国際電報は、類似サービスと同様、電気通信事業法(例：料金はコストベースの固定義務)でもなく、償還課(例：600円以内であればよい)で稼働することが適当。 	<p>4.経済安全保障の確保の在り方 —外資総量規制と個別投資審査の両輪によりNTTの経営から外国の影響を排除—</p> <ul style="list-style-type: none"> ●通信事業者には、外為法の個別投資審査(外国投資額が10%以上の株式取得等を事前届出する「個別投資審査」)が課せられ(外為法の別表第1)、更にNTTには、NTT法の外資総量規制(外国人出資割合が25%以上)が課せられている。 ●コア業務の10%未満の株式取得は、免除基準(投資額が100万円以下)の遵守を前提に、事後届出で実施可(事前届出の免除制度)。 ●NTTから、外資総量規制について、「世界的に競争力のあるが潮流」、「受け入れるべき投資も制限」、「データやモバイルの設備情報も重要でNTTの規制する合理性は失われている」等が示されている。 ●財務省は、外為法の個別投資審査について、例えば、投資家属性に照らして経済安全保障上のリスクが顕微鏡的に低いと認められない外国投資家が事前届出の免除制度を利用できないようとする等、制度見直しを検討中。 <p>取組の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ●NTT法の外資総量規制は、以下の点から、維持することが適当。また、規制の实效性確保のため、遵守状況等を定期的に確認する制度を導入することが適当。 ●経済安全保障上のリスクが高まる中で、NTTの通信インフラが我が国の通信全体を支える公共的な役割に鑑みれば、NTTのみに課す必要性はあること ●外国人等議決権割合が1/3以上になっても配当は制限されないため、配当目的の取得には支障が生じないこと ●外為法の個別投資審査は日本居住の外国人による投資は対象外で、国籍要件を採用するNTT法の外資総量規制の代価は困難であること ●個別投資審査の強化は、経済安全保障上のリスクに対し有効な措置である一方、審査終了まで株式取得が認められず、投資家への影響など検討が必要。この点、外為法の制度見直しの検討は、両者のバランスに配慮したものであり、国際約束との整合性が認められるのであれば望ましい。その対応状況等を踏まえて、継続検討が適当。

出所：総務省『「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」(令和5年諮問第28号)に関する情報通信審議会からの最終答申(2025年2月3日)をもとに作成